市町村域における公益的な取組支援について

埼玉県社会福祉法人経営者協議会、埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会、県社協の3者が一体となり、市町村域における地域の公益的な取組の促進を支援し、各市町村社協と社会福祉施設によるネットワーク構築、連携・協働の活性化、各種支援事業の充実強化を図る。

①活動助成

社会福祉施設・市町村社協を含む複数法人により実施される取組への助成
上限10万円×10団体（複数法人）

②個別支援

相談・訪問等による、法人連絡会の立ち上げや取組の検討・実施に向けた支援

③情報交換会

市町村社協・施設を対象に先駆的事例の共有や情報交換の実施

【R6支援状況】
①活動助成：3団体
・寄居町社会福祉法人福祉施設等連絡会議
・和光市社会福祉協議会
・ふかや社会福祉法人社会貢献活動推進連絡会
②個別支援：3社協

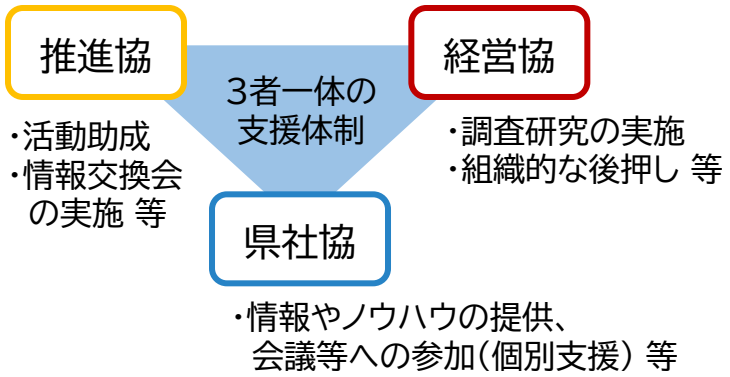

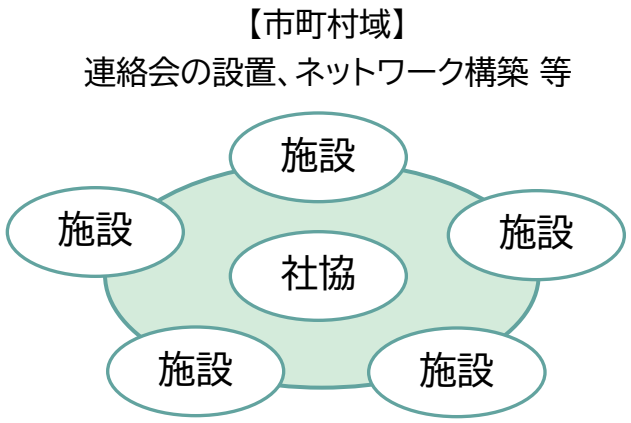

市町村域における公益的な取組支援について

令和7年度　市町村域の公益的な取組支援事業　実施要領（概要）

1　支援内容

県社協、県経営協と連携し、以下の支援を行う。
① 取組の検討・実施に向けた個別支援
② 取組に対して必要な費用の助成
③ その他、会議・研修等の開催

2　対象事業

推進協会員の社会福祉施設・市町村社協を含む複数法人により実施される以下の取組

① 公益的な取組実施の検討・準備を目的とした会議・研修
例：複数法人の連携による公益的な取組の検討会議
連絡会の設立に向けた勉強会、研修、視察　等

② 地域の福祉課題の解決などに向けた公益的な取組の実施及び拡充
例：彩の国あんしんセーフティネット事業の連絡会議
フードパントリーや学習支援など直接的な支援の取組
サロン・居場所づくり等を行う団体との協働による拡充
生活福祉資金の借受人や相談者等へのフォローアップの取組
参加法人や協力団体の増加に向けた広報活動　等

3 対象経費

- 賃借料
- 通信運搬費
- 消耗品費
- 諸謝金、旅費
- 印刷製本費
- その他、会長が必要と認めた費用

5　助成

①1回目の申請
助成上限額　1団体（複数法人）あたり10万円
※本会会員施設・社協が複数ある場合は、上限に1施設・社協あたり1万円を加算することが可能

②2回目以降の申請
助成上限額　1団体（複数法人）あたり10万円
※事業にかかる必要対象経費総額の2分の1まで
※本会会員施設・社協が複数ある場合は、上限に1施設・社協あたり1万円を加算することが可能

③助成回数
助成をうけることができるのは1年度につき1回
最大3回まで

6　申請期限

令和8年2月27日（金）まで

詳細については推進協HP
「会員用ページ」を確認ください。
会員用ページのID・PWが不明な場合は事務局までご連絡ください。